

京都市私道整備助成金交付規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

京都市長 松井孝治

京都市規則第102号

京都市私道整備助成金交付規則の一部を改正する規則

京都市私道整備助成金交付規則の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号アからウまで以外の部分中「次の」を「次に掲げる」に改め、同号イ中「事情」を「理由」に改め、同号ウ中「建設完了後、」を「建設の完了後」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 前号ア及びイのいずれにも該当し、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当する私道に係る舗装の補修工事

ア 前回の舗装の新設工事又は補修工事の完了後10年以上経過していること。

イ アに掲げる要件に該当しないもので、市長が特別の理由があると認めるものであること。

第3条第1項第3号中「新設又は補修の工事」を「新設工事又は補修工事」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(建設局土木管理部土木管理課)